令和７年度緩和型サービスの見直しに係るガイドライン

**１　はじめに**

平成27年度より開始した総合事業ですが、令和６年３月31日に旧くすのき広域連合が解散しましたが、その際にも制度は概ねそのまま守口市に継承されました。

しかし、旧くすのき広域連合時代の実績も含め、訪問型サービスＡ（緩和型）及び通所型サービスＡ（緩和型）（以下「緩和型サービス」という。）の利用者の追跡調査において、緩和型サービス利用による状態改善がみられず、また実施による効果が見込まれる通所型サービスＣ（短期集中型）（以下「通所Ｃ」という。）の利用の阻害要因になっていたこと等から、令和７年度より緩和型サービスの段階的見直しを行うこととなりました。

上記変更に伴う、従来の介護予防ケアマネジメントマニュアルからの変更点及びサービス利用のための手続、留意点等について定めましたので、遺漏のないようご確認ください。

なお、訪問型サービス（介護予防従前相当）及び通所型サービス（介護予防従前相当）（以下「相当サービス」という。）の運用については令和７年度においては変更ありません。

**２　緩和型サービスに係る制度の変更内容と時期**

　緩和型サービスは以下の通り変更となります。基準日以降は廃止となったサービスをプランに位置付けることはできません。

なお、以下の基準日より前に作成されたプランに位置付けられたサービスついては、当該プランの終了日まで利用が可能です。ただし、有効なプランの期間中であっても、軽微な変更を除くプラン変更を行う場合は、当該プランの変更日が新しいプランの開始日となりますので、新しいプランは以下の基準を踏まえたプランを作成する必要がありますのでご注意ください。

令和７年４月１日以降を開始日とするケアプラン

|  |  |
| --- | --- |
| 訪問型サービスＡ（緩和型） | 週１回を利用上限とする。 |
| 通所型サービスＡ（緩和型） | 社会参加目的での利用を廃止する。  入浴目的の利用を週１回を利用上限とする。 |

令和８年４月１日以降を開始日とするケアプラン

|  |  |
| --- | --- |
| 訪問型サービスＡ（緩和型） | 廃止。 |
| 通所型サービスＡ（緩和型） | 廃止。 |

**３　令和７年度の理由書の提出及びリハ職同行訪問の利用について**

①緩和型サービスを初めて利用する場合

理由書の提出が必要となります。最長でも１年後にはサービスが廃止になるため、理由書には必ずサービス終了後の自立に向けた方法についての記載が必要です。

必要に応じてリハ職同行訪問を利用してください。

②緩和型サービスを継続して利用している場合

理由書の提出が必要となります。最長でも１年後にはサービスが廃止になるため、理由書には必ずサービス終了後の自立に向けた方法についての記載が必要です。

これまで利用していたことは理由となりませんので現在の利用者の状況等のアセスメントに基づきサービスの必要性を検討してください。

なお、令和７年度より、社会参加目的の通所型サービスＡ（緩和型）は廃止となっております。入浴目的での利用は可能ですが、単なる理由の付け替えは認められませんので、入浴目的での利用が必要である背景等を理由書に具体的に明記していただく必要があります。

③緩和型サービスを利用しており、ケアプランの変更を行った場合

軽微な変更を除き、②と同様の手続きを行ってください。理由書の提出が必要です。緩和型サービスの位置づけは変更を行ったプランの開始日時点の基準に従って行ってください。

**４　暫定利用について**

従前と変更はありませんが、取扱いに係る問い合わせが多いため改めて記載しています。

新規申請の場合は原則認定結果を待ってからのサービス利用となりますが、緊急的に利用が必要である場合や、要支援認定を受けている者が区分変更申請を行った場合などに、暫定プランを作成する場合は、「緩和型サービス」の給付が適当である場合も、「相当サービス」を位置づけてください。

これは要介護１以上の認定が出た場合に、緩和型サービスを提供していた場合に、当該期間の保険給付ができなくなってしまうことによる、被保険者の不利益を回避するための措置となっています。

なお、暫定プランに相当サービスを位置づけする際は、事前の理由書提出等は不要としておりますが、サービス利用の要否は理由書に記載する内容相当を確認し、確認した内容を委託元包括に共有し、記録に残す必要があります。記録用として理由書を作成保管いただくのがよいかと思われます。

要介護を見込んだ区変等を行う場合であっても、認定結果が要支援１，２または区変の却下となった場合については、区変等の申請日からの相当サービスを位置づけた要支援の暫定プランが存在しない場合は給付ができませんので、暫定プランは介護と支援の両パターンを作成いただき、あらかじめ担当包括と情報共有をおこなってください。

認定結果が要支援１，２または区変の却下となった場合については、その段階で改めてサービス選定を行い、相当サービス又は緩和型サービスが必要であれば理由書の提出、リハ職同行訪問の利用などを速やかに行い、本プランの作成を行ってください。

また、相当サービスは月単位のサービスであり、本プラン作成が日割請求事由に該当しないことから、利用者負担軽減の観点から認定結果通知日の属する月に既に相当サービス利用中である場合に限り、当該月の末日まで相当サービスの利用を認めることとします。

**５　理由書の記載に係る留意事項ついて**

理由書の様式は令和６年度と同じものをお使いください。令和７年度中に様式見直しを予定しております。理由書の記載に当たっては以下の点に留意し、別添　理由書記載例を参考としてください。

①リハ職同行訪問を利用した場合はリハ職による報告書を添付し、リハ職の意見と相違がある場合は、相違がある理由等を明記してください。

②緩和型サービスは最長１年ですべて廃止となります。サービス終了と同時に生活が破綻することがないよう、どのように自立にむけて支援するか（通所Ｃ利用により改善を図る、自分でできるように訓練する、民間サービスの活用等）スケジュールを踏まえて記載してください。

③通所Ａの社会参加目的は令和７年度以降プランへの位置づけはできません。入浴目的での利用は可能ですが、社会参加目的の理由の付け替えについては受付できませんので、アセスメントに基づき通所による入浴を必要とする背景を明記してください。